

議案第 8 号

関市社会教育委員設置条例の一部改正について

関市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 2 月 20 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

社会教育法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

関市社会教育委員設置条例（昭和34年関市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「社会教育法（」の次に「昭和24年法律第207号。」を加え、「により本市」を「に基づき、本市」に改める。

第2条の見出し中「定数、任期、補充等」を「委嘱の基準等」に改め、同条第1項を次のように改める。

委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から関市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

第2条第3項中「関市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 委員の定数は、15人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。